

<一般質問>

(一問目質問)

(歳出について)

①職員給与を見直して、歳出削減に努めると言いながら、本年度の職員給与費と共済費の合計が昨年度より退職手当の増加分を除いても2億5千万円ほど増加しており、これが職員給料減額を停止した影響と考えられるわけですが、財政が非常に厳しい時に、そして、つい先ほど財務部長が「豊中は他の自治体と比べても人件費が高い」と答弁されていたかと思いますが、そんな中で、職員給料の減額を今年の5月で終わらせたのは何故でしょうか？市民からは「財政が厳しいなら議員や職員の給与を減らしたらええねん」、「職員の福利厚生が手厚すぎんねん」といった意見を耳にしますが、そういった市民の方々が納得いくようにご説明ください。

<答弁>

職員の給与減額に関するご質問にお答えいたします。

職員給与の一律削減につきましては、平成16年度予算編成時において3年後の累積赤字が235億円と見込まれ、準用財政再建団体転落を避けるためにあくまでも、緊急避難措置として3年間実施したものでございます。

この間、平成18年度からは、給与構造改革も実施し、本給ベースで平均6.07パーセントのマイナス改定を行っております。

また、今年度からは管理職の職員に対する管理職手当についても、新たに20パーセント削減を実施しております。

これらの取組みを含めた現行財政再建計画により、当初の最重要課題であります準用財政再建団体転落の危機が回避できたことから、緊急避難措置であります給与の一律削減については、復元をしたところでございますので、ご理解をお願い致します。

②昨年10月から今年3月まで行われた行政監査(テーマは入札事務)についてですが、監査結果の結びの一文に「競争性を高めるには、指名競争入札を一般競争入札へ切り替え、業者の意欲や能力が反映されるものに変えていくことが望ましい」とあります。その反面、指名競争入札よりもさらに不透明だと言われている随意契約が昨年度もかなり行われていたようです。そこで、まずは昨年度行われた随意契約の件数・金額を教えてください。また、「随意契約は談合の温床だ」、「随意契約を廃止することこそ、無駄遣いの解消になる」と市民からしばしば聞きますが、そもそも随意契約は必要なのでしょうか？どういったケースの場合、随意契約をしなければならないのか？市民の間で広がっている随意契約に対する非常に悪いイメージ、不信感を払拭するためにも、これらの疑問に対しわかりやすい説明をして下さい。

<答弁>

市で行う契約はご承知のように、工事請負、物品購入、その他、業務の委託等、契約の方法、内容は、多岐にわたっておりますが、通常はいずれも競争入札を原則としており、3,000万円以上のすべての工事契約につきましては、既に一般競争入札制度を導入しているところでございます。

一方、競争入札によらないで、任意に特定の者を選定し、契約する方法として、随意契約がございます。

これは地方自治法施行令 第167条の2 第1項 の各号に該当する場合に限り出来るものとなっております。

なお、運用に際しましては、国土交通省の示すガイドラインなどに基づき、依頼部局に内容、目的などの確認をするなど、慎重に審査している所でございます。

随意契約が可能な場合は、同条第1号、いわゆる小額の随意契約を除き、主に次の規定によります。

同条第2号では

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定されており、平成18年度の契約検査室における実績は、工事19件、約6億3,800万円で工事総契約金額の約8.2パーセント、設計等業務委託1件、約190万円で設計等業務委託総契約金額の約0.86パーセント、物品13件、約2,700万円で物品総契約金額の約3.7パーセントとなっております。

事例として、特許所得事業者や、ガス事業法等法令等の規定に基づく特定の事業者との契約、また既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施行者以外の者に施工させた場合、著しい支障が生ずるおそれがある設備等の増設工事契約などでございます。

同条第5号では

「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」と規定されており、工事40件、約8,800万円で約1.1パーセント、設備等業務委託0件、物品0件の実績となっております。

事例として、道路の陥没、道路排水設備の不良などの緊急工事や、水銀灯の不点灯時の高所作業や街路灯・公園の電灯の故障など、市民の安全を確保するための緊急工事等でございます。

同条第6号では

「競争入札に付することが不利と認められるとき」と規定されており、工事0件、設計等業務委託2件、約660万円で約2.9パーセント、物品0件の実績となっております。

事例として、現に契約履行中の施工業者に追加工事を履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利とみとめられる場合などがあります。

随意契約を含む契約事務全般について、今後とも引き続き公平・公正な事務の執行を行ってまいります。

(歳入について)

①一昨年あたりから個人市民税が増加し始めており、新行財政改革大綱でも今後も個人市民税は伸び続ける見込みをされています。しかし、ここ何年かの個人市民税の増加は恒久的減税の縮減・廃止によるものや、本年度であれば所得税から市民税への税源移譲によるもので、豊中市に市民税を納める方が増加しているとは考えられません。また、今後は団塊の世代と言われる方々の大量退職の市民税への影響が懸念されます。そういった状況の中で、個人市民税が今後も増加する見込みは何を根拠にされているのでしょうか？お答え下さい。

<答弁>

今後の個人市民税の見通しについてのご質問にお答えいたします。

新・豊中市行財政改革大綱での今後の市税見込みの中で、個人市民税の予測は、平成20年度は0.1%、21年度は0.9%、22年度は0.4%とわずかながら増収になると見込んでおります。

この予測は、最新の市税の決算見込みを基礎数値とし、次年度以降の納税者数、所得動向を予測し、税制改正の内容等を勘案して、見込んだものでございます。

平成20年度からの税収見込みでのプラスの要因といたしまして、まず、納税者の所得動向は、景気や雇用状況の回復の兆しが見えることで、1%程度の伸びを見込んでおります。また、土地、建物や株式等の譲渡による税収は、土地価格の低下がようやく止まり、増の傾向が出てまいりましたことや、株式等の譲渡所得につきましても、税制改正による軽減税率の適用期限が21年度終了することなどでも、増加を予想しております。

一方、マイナスの要因として、団塊の世代の大量退職の税収への影響は、平成20年からの3年間、2億円程度の減収になるであろうと考えております。また、税源移譲の影響で20年度から住宅ローンの住民税控除制度が始まりますので、税収としてはマイナスの影響が出てまいります。

納税者数の今後の増減でございますが、平成18年から大きな増減はなく推移しており、新・豊中市行財政改革大綱の策定時においては、転入等で納税者が増加することは、予測しておらず、据え置きとしておりますので、よろしく願います。

②次に豊中市の新たなブランド力について伺いたいのですが、事業所税はここ5年減少傾向ですし、今後も減少見込みとなっております。こういった現状の中で、近隣の自治体と比べ、企業誘致がなかなか進んでいない豊中において、今後どのような形で積極的に企業誘致を行っていくのか、それともベッドタウンとして特化していくのか？まずは、今後の市の展望についてお聞かせ下さい。

<答弁>

本市は住宅都市として発展してまいりましたが、少子高齢化が進展する中、住民税に依存する歳入構造では、今後の都市経営の困難さは明らかであります。そのため、雇用を促進し、税収の安定につながる産業振興施策の展開は今後不可欠であると考えます。

本市は、南部から南西部にかけて広がる都市計画上の工業地域、準工業地域を中心に、ものづくりの事業所が集積しており、その数は府内で5番目であります。こうした産業の維持・発展を進めることが重要であることから、昨年度から市内ものづくり事業所への訪問ヒアリングや「ものづくりフォーラム」を開催し、事業所が求める行政ニーズの把握のほか、企業間同士の交流や産業支援機関との連携強化のための出会いの場づくりに取り組んでまいりました。

さらに、事業所の立地を促進するため、大阪府の「第二種産業集積促進地域」の指定に向けた作業を進めているところです。

この地域指定は、本市が工業事業所の立地促進のための計画を策定し、企業に対する優遇措置を講じることによって、大阪府は都市計画上の工業地域に限って地域認定し、府も不動産所得税の軽減措置を行うものであります。

本市としましては、空港周辺移転補償跡地の売却方法が来年度以降、改められる動きと連動した「地域再生計画」実現の円滑化を図る上からも、移転跡地が多くある準工業地域に対しても優遇措置を検討しているところでございます

このように、従来、住宅都市を標榜してきた本市ですが、現在は豊中の立地にふさわしい事業所の支援、立地促進を通じて、産業と住宅が調和したまちづくりに取り組んでいるところであります。

③公募型市民債についてお聞きしたいのですが、これまでのようにどんな事業でも金融機関等からお金を借りて行わなくても、もっと低い金利で、市民からお金を借りて事業を行ってはいかがでしょうか？一つの良い例として、千葉県我孫子市では、まちづくりへの市民参加意識を高めてもらうこと、地方債の資金調達手段の多様化を図ることを目的としてある事業に対して「オオバンあびこ市民債」を発行しました。結果は発行額の2億円に対して、市民から1260件、金額にして何と10億3150万円の応募がありました。昨年、2回目の市民債(1億円)を発行しましたが、その際も4億7570万円の応募がありました。来年度以降、70億円の赤字収支を見込んでいる豊中市でも、一つの資金調達手段として検討する価値が十分にあると思うのですが、この市民債を発行する事について見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

住民参加型市場公募地方債についてのご質問にお答えします。

住民参加型市場公募地方債につきましては、地方分権の進展に伴い、地方の自己責任による財政運営が一層求められる中で、市場原理に即した資金調達を行うとともに、地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達手法の多様化並びに住民の行政への参加意識の高揚を図るという目的で発行するものでございます。

この制度を導入することにより、広い範囲で資金調達ができることに加え、地域住民の行政に対する関心の高まりや地域住民と行政が協働して事業を推進するといったメリットが期待できます。

しかし一方では、

- ①制度の趣旨に合致する適切な対象事業の選択の問題
- ②手数料や諸経費を含めた場合の実質利率が銀行等引受債より発行者である市にとって有利になるかどうか

③中途解約時においても安定的な資金調達ができるか

④また不特定多数を対象とした発行・償還業務に対応できる事務体制が確保できるか

など解決しなければならない問題点がございます。本市といたしましても、新たな資金調達の方法の1つとして、これまで他団体事例の情報を収集するとともに、利率をはじめとする借入条件の設定や問題点の解決などにつきまして検討を行ってまいりましたが、現時点では発行するまでには至っておりません。

資金調達につきましては、今後、政府資金から民間資金に拡大していく方向にある中で、資金調達方法の多様化を図るため、引き続き検討していく必要があると考えております。

④最後に、4、5年前に札幌市の職員有志が作成された『コストハンドブック』をご存知でしょうか？市の職員の給与は税金で賄われており、一つ一つのどんな業務を行うにも貴重な税金が使われています。例えば、役職ごとの時間当たりの人件費単価はいくらぐらいでしょうか？部長・課長級が出席する会議の1回当たりのコストはいくらぐらいでしょうか？それこそ、今この議会に参加されている職員一人一人のコストはどのくらいのものでしょうか？などなど、私は職員の身近な業務一つ一つがどれぐらいのコストがかかっているのかを把握し、常日頃から意識することが必要だと思えます。豊中市では、職員の身近な事務・業務に一体いくらコストがかかっているのかを示す指標を作成されてはいないと伺いましたが、今回の新行財政再建プラン策定の際に一緒に作成してはいかがでしょうか？見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

コストハンドブック等コスト指標に関するご質問にお答えします。

現行の会計制度では見えにくい、事務トータルコスト、特に、人件費や光熱費といったもののみならず、公会計制度では表現されない事務所費、設備費にかかる減価償却といった概念を取り上げることにより、事務事業にかかるコスト意識を高めることは、重要なことと認識しています。

したがって、今後、行政サービスのコスト分析を行い、問題点を可視化したうえでコスト縮減に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(二問目質問・提案・要望)

(歳出について)

①職員が給料の減額を強いられてきたことは答弁から分かりました。ただ、事実として、来年度以降毎年、収支赤字70億円が見込まれる中で、歳入増と歳出減で70億円の赤字を解消しなければいけないわけです。私は現状からして、人件費にも目を向けざるを得ないのではと思ったからこの質問をしたわけで、職員の給料を絶対に減額しなければならないと言っているわけではありません。今回、策定される新行財政再建プランにおいて職員の給料を減額しなくても、市民が納得のいく形で70億円の収支赤字解消プランを提示して頂ける事を期待しております。

②随意契約の必要性についてご説明いただきましたが、先ほどのご答弁で納得するかしないかは税金を支払っている市民の判断になると思います。私個人としては、全て一般競争入札で行うことは困難かもしれませんが、競争性を高めること、公平性・公正性を高めることもさることながら、税金を支払っている市民に信頼を少しでも持っていただけるよう透明性を高めるという意味でも、できる限り一般競争入札を行って頂きたいと要望しておきます。

(歳入について)

①②先程の市民生活部長のご答弁の中で、「住民税に依存する歳入構造では、今後の都市経営は困難で、産業振興施策の展開が不可欠」とのことですが、そうであれば豊中市はこれまでの「教育文化都市」、「質の高い住宅都市」というブランドだけではなく、新たなブランド力を見出していかなければならないのではないのでしょうか？企業誘致を積極的に行っていくとのことですが、法人や事業者にとっては、特に教育文化都市という豊中のブランドは決して魅力的なものとは言えません。また、豊中市に市民税を納める方の増加が今後見込めない中で、少しでも転出者を減らし、転入者を増やしていくためにはこれまでのブランドイメージでは魅力に欠ける気がします。そこで質問ですが、まずはマクロな視点で新たなブランド力形成に向けたビジョンをお聞かせ下さい。そして、ミクロな視点でどのようにして豊中市からの転出者を減らし、転入者を増加していくか、法人や事業者をいかに誘致していくかについて、お聞かせ下さい。

<答弁>

本市の「新たなブランド力」に関わる再度のご質問にお答えします。

まず、ブランド力形成に向けたビジョンですが、本市がこれまで歩んできた住宅としとしての発展と歴史と、その資産を十分に踏まえながら、「住んでよかった」「訪れて良かった」と思える魅力あふれるまちをめざしていくことが必要であります。

そのためには、市民とともに培ってきた「教育文化都市」としてのブランドの再創成をはかるとともに、「質の高い住宅都市」としてのブランド維持・発展させていくため、都市基盤の適切な更新や、雇用の促進につながる産業振興をはかるなど、持続的に発展する都市づくりを進めていかななくてはなりません。

ご質問の中で、例示されておりましたような「ベッドタウン」への特化ではな

く、「住む」ことを基本に置きながらも「働く」「学ぶ」「憩う」「癒す」といった、多様なくらしや活動を営む場として、都市活力の向上や交流の活発化をはかることが必要であり、こうした取り組みを、まちの主役である市民・事業者・NPOと協働しながら、不断に進めていくことにより、新たな市民文化や都市ブランドがかたちづくられてくるものと考えております。

次に転出者を減らし、転入者を増やす方策とのご質問でございますが、

そのためには、たとえば毎年20万人の人々が交流する「豊中まつり」に象徴されるように、豊中市民のみならず、市外の方々との交流を深め、広く豊中の魅力をアピールしていくことが必要だと考えております。

こうした市民が主役となるまちづくりの基本理念を、第3次豊中市総合計画では「市と地域を世界と未来につなぐまちづくり」と設定いたしておりますがこの総合計画の中では、2020年(平成32年)時点での将来人口を、約35万人と想定しています。人口減少社会を迎えた今日、こうした社会変化の潮流を受け入れながらも、先ほど申しあげました都市の魅力や活力の増進をはかるなかで、質の高い住宅都市としての人口規模を確保し、自律的・安定的な都市の経営をはかっていくことが必要と考えております。

また、法人や事業者の立地促進につきましては、先ほども市民生活部長がお答えいたしましたとおり、市内の工業地域、準工業地域における優遇措置などを通して、住宅都市と調和した産業振興の取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

③先程の財務部長のご答弁の中で、今後、地方債の資金が公的資金から民間資金に拡大していく方向にあるということがありましたが、過去と現在では資金区分の割合がどのように変化しているのでしょうか。また、民間資金が拡大することに対して市はどのように対応していかれるのかお聞かせください。

<答弁>

住民参加型市場公募地方債についての再度のご質問にお答えします。

地方債の資金区分につきましては、平成11年度は公的資金が6割に対し、民間資金は4割でありましたが、平成19年度では公的資金は4割に対し、民間資金が6割となっております。

地方債の資金につきましては、地方分権の推進等により地方の自主性・自立性の向上を図る観点から公的資金の縮減と重点化が進められており、これに伴い、地方公共団体においては、自らの責任において民間資金を中心に資金を調達していくこととなります。

本市といたしましても、地方債残高の状況や公債費負担の見通し、公的資金の動向や地方債市場の把握、さらには適切な引受先の選択など、総合的な地方債管理を行なうとともに、財政情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

④コストハンドブックの作成は、コストを積算することによってより多くの職員が自分の業務・事務がどれくらいのコストがかかっているか関心を持ち、役職や部局に関係なく、

コスト削減に対する議論が起こることが期待できるわけで、これこそまさしく、地方自治法第2条14項にある「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」につながることはないでしょうか？是非とも職員の身近な事務・業務に関するコスト指標を誰にでもわかるような形で作成することを強く要望します。

(三問目要望)

市民債について、我孫子市が市民債募集の際にとったアンケート結果で、上位3つは以下のようなものでした。「使い途が明確な市民債の発行に賛同した。」「市民債を購入することによって、資金面で市政に協力したかった。」「対象となる事業に賛同した」。市民が行政を信頼するからこそ、こういった協力姿勢が生まれるわけです。また、市民債を発行する事で、市民の市の事業、政策に対する関心度が増すのではないかと思うわけです。ご答弁にありました総合的な地方債管理に関して、この市民債を一つの資金調達手段として今後も検討し、試行してみることを要望致します。

今回の質問で私が言いたかったテーマは二つあります。ひとつはどんな改革をするにも行政が市民にいかに信頼をもって頂けるかを常に考えるべきだということです。もうひとつは、国の政策や基準でばかり、市の方針を定めるのではなく、豊中市としての独自性をもっと出していくべきだということです。「国の基準に準じた形で」という言葉をよく聞きますが、そんなことばかり言っていて本当に豊中市に適した改革なんてできるのでしょうか。一昨日のご答弁の中で「自主自立都市豊中を目指していきたい」と市長は述べられていましたし、是非とも国の政策に振り回されて、市民に混乱を招いたり、不安、負担を与えるのではなく、国の政策がころころ変わっても、市独自の政策を打ち出し、市民と一緒に危機を脱していく姿、道筋を市民に見せて頂きたいと強くお願い致します。

以上で、無所属神原宏一郎の初めての一般質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。